

日時：平成23年5月15日（日）14:00～16:30

場所：環境省第1会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員

オブザーバー：経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 中津課長

福島県生活環境部 高松次長

財団法人 日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣課長補佐

水・大気環境局大気環境課 手島課長補佐

※会議は非公開で行われ、終了時の次官挨拶は公開された。

## 議 題

・伊藤廃棄物・リサイクル対策部長から挨拶

### (1) 災害廃棄物安全評価検討会について

ア. 環境省から、検討会の目的や委員について説明があった。

イ. 大垣委員が座長として選出された。

### (2) 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて

ア. 環境省から、5月2日に公表した福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い、及び福島県内の災害廃棄物処理の進捗状況について説明があった。

イ. 委員から3月後半に野外に置かれていた産業廃棄物の取扱いについて質問があり、少量であれば処理を制限する必要はなく、大量であれば個別に判断することとしていると環境省から説明があった。

ウ. 福島県から、グローバルスタンダードに基づく説明ができる方針を示すべきだが、現場の立場から、検討会の結論を早急に出すこと、また、方針は、明確で具体的なものとし、地元で判断をゆだねるような結論を導かないでほしいという要望があった。

### (3) 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射線モニタリング調査について

ア. 環境省から、仮置き場における災害廃棄物の放射線モニタリング調査の概要について説明があった。また、測定は5月9～12日に114箇所（1,614地点）で実施したことが報告された。

イ. 原子力安全・保安院から、仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度測定の詳細について説明があった。13地点で測定したことが報告され、今週から汚染の詳細調査に入るということが説明された。

ウ. また、環境省から、既存の放射線モニタリングの結果概要について結果を精査したのち、5月17日公表する予定と報告された。

エ. 委員から、環境省測定結果の取扱いは、データのばらつきなどを踏まえて評価する必要があるとの指摘があった。

オ. 環境省から、今回の調査によると災害廃棄物の集積による周辺の空間線量率への特段の影響やそれによる周辺住民への影響はないと考えられると説明があり、委員からも了

承を得た。

- カ. 環境省から、福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱い、及び福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について概要が紹介された。
- キ. 大迫委員から、災害廃棄物の放射能レベルの把握と適正処理確保における論点について説明があり、セシウムの挙動に関してバグフィルターでは高い集塵効率が期待されることが示唆された。
- ク. 委員から、重量当たりに加えて表面積当たりの放射能濃度が重要だとの指摘があった。

#### (4) 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

- ア. 環境省から、処理方法に関する検討課題について説明があった。
- イ. 検討会として、災害廃棄物の埋立処分については、埋立場所を区分するなどの一定の管理のもとに可能なのではないかという方向性が示された。
- ウ. 検討会として、中通り、浜通りの市町村においても、空間線量率が会津地方と同程度の市町村であれば、焼却等の処理を行ってもよいと判断された。ただし、その論理的根拠を整理する必要があるとの指摘があった。また、その他の市町村において仮置き場ごとに処理の可否を判断することに関しては、さらに調査データを充実させて検討することが必要とされた。
- エ. 委員から、焼却灰や飛灰の埋立は他の廃棄物と区別するなど特別に慎重な取扱いが必要との指摘があった。
- オ. 委員から、リサイクルについては慎重な取扱いが必要で、コスト面でも除染も含めてトータルの社会的費用からリサイクルの可能性を検討することが有効との指摘があった。

#### (5) その他

- ア. 環境省から、草むしりで生じた草の処理について、普通の量であれば、通常通りの処理をしてもよいという考え方を説明し、委員から了承された。
- イ. 次回以降も非公開で行うことについて了解された。
- ウ. 次回は5月末～6月上旬頃開催予定。
- エ. 南川事務次官から挨拶

#### 配布資料

- 資料1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料2 災害廃棄物安全評価検討会について
- 資料3-1 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い（環境省）
- 資料3-2 福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて  
（厚生労働省、経済産業省、環境省）
- 資料3-3 原子力安全委員会からの助言
- 資料3-4 福島県内の災害廃棄物の処理について（発言メモ）
- 資料4 福島県内の災害廃棄物処理の進捗状況について
- 資料5-1 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度測定及び放射線モニタリング調査の実施について
- 資料5-2 既存の放射能モニタリングについて
- 資料6 処理方法に関する検討課題について
- 参考資料1 「福島県の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について
- 参考資料2 福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について  
（文部科学省）
- 参考資料3 災害廃棄物の放射能レベルの把握と適正処理確保における論点

災害廃棄物安全評価検討会（第2回） 議事要旨

日時：平成23年6月5日（日）14:00～16:50

場所：環境省第1会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 中津課長  
経済産業省 原子力安全・保安院 総合廃止措置対策室 島根室長  
福島県 生活環境部 小牛田次長  
独立行政法人原子力安全基盤機構

廃棄物燃料輸送安全部廃棄・廃止措置グループ 川崎グループ長  
独立行政法人原子力安全基盤機構 川上技術参与  
独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹  
財団法人日本分析センター 池内理事  
財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長、山縣課長補佐

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の次官挨拶は公開された。

議 題

(1) 災害廃棄物の処理を再開する福島県の市町村について

ア. 環境省から、5月27日に公表した災害廃棄物の処理を再開する福島県の市町村について、説明があった。

イ. 福島県から、災害廃棄物を始め、下水道汚泥や、校庭の土壌など、放射性物質に汚染されたおそれのあるものの取扱について地域の関心が高く、住民も敏感になっており、処理の検討を速やかに進めてほしいという要望があった。

(2) 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度の測定結果について

ア. 独立行政法人原子力安全基盤機構から、災害廃棄物の放射能汚染状況の調査概要及びその測定結果に対する考察について説明があった。

イ. 委員からそれぞれの仮置き場に搬入されたものがどの地域から搬入されたか確認することが必要であるとの指摘があった。

ウ. 委員から測定結果のばらつきの要因を検討することが必要との指摘があった。

(3) 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

ア. 大迫委員から、廃棄物焼却炉でのセシウムの挙動やセシウムの溶出特性について説明があり、焼却飛灰や溶融飛灰は水に溶出しやすいとの知見が報告された。

- イ. 原子力安全・保安院から、飛散した放射性物質の影響評価に使用する主なシナリオ及びパラメータについて説明があった。
- ウ. 委員から、いくつかのパラメータ設定について安全サイドで設定すべきとの指摘があった。また、リスクが低いシナリオについてもその旨を住民に説明することでリスクコミュニケーションを図ることが必要という指摘があった。
- エ. 環境省から、処理方法に関する検討課題について説明があった。
- オ. 委員から、焼却や一時保管を考えると同時に、最終的な処分についても考えておく必要がある、検討を早急に行わなければならないとの意見があった。
- カ. 委員から、リサイクルは原子力安全委員会の方針に基づいて実施した上で、10 $\mu$ Sv/年を超える廃棄物について、一定の管理を行いつつ利用する方法の可能性について、検討することが必要との指摘があった。
- キ. 委員から、焼却施設の排ガス処理施設について、湿式スクラバーや活性炭吸着による除去、また、排水が発生する場合の排水処理での対応について検討する必要があるとの意見があった。
- ク. 委員から、災害廃棄物の埋立てを行った最終処分場の管理については、長期的な管理の体制も含めて検討する必要があるとの指摘があった。また、跡地利用について、例えば公園利用は子供も利用するため、注意して検討する必要があるとの指摘があった。
- ケ. 電離放射線障害防止規則は作業者の安全確保を目的としているが、飛散しやすい飛灰のようなものの取扱いも含めて想定しているのか確認が必要との指摘があった。
- コ. 委員から、クリアランスレベルを若干超えたものを一定の管理のもとで再利用する場合にあっては、リサイクルとは別の用語を使用してはどうかとの指摘があった。
- サ. 委員から、避難区域等についても、まずは検討のためのデータを集積することが必要との指摘があった。

#### (4) その他

- ア. 次回は6月19日に開催することが了解された。
- イ. 南川事務次官から挨拶

#### 配布資料

- 資料1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料2 第1回検討会議事要旨
- 資料3 災害廃棄物の処理を再開する福島県の市町村について
- 資料4-1 災害廃棄物の放射能汚染状況の調査概要
- 資料4-2 放射能濃度測定結果に対する考察(案)
- 資料5 災害廃棄物処理の進捗状況(福島県)
- 資料6 放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法の検討(案)
- 資料7 処理方法に関する検討課題について
- 資料8 飛散した放射性物質の影響評価に使用する主なシナリオ及びパラメータについて(案)
- 資料9 放射能を帯びた災害廃棄物の処理に関する検討(大迫委員)
- 資料10 福島県内の市町村・組合焼却施設の処理量・焼却灰量等及び施設装備
- 資料11 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について
- 参考資料1 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射線モニタリング調査の公表について
- 参考資料2 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度の測定結果について

災害廃棄物安全評価検討会（第3回） 議事要旨

日時：平成23年6月19日（日）14:00～17:10

場所：環境省第1会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 中津課長

経済産業省 原子力安全・保安院 総合廃止措置対策室 島根室長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 川上技術参与

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 池内理事

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 佐藤次長

環境省：南川事務次官、谷津官房長、清水大臣官房審議官

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の次官挨拶は公開された。

議 題

(1) 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

ア. 福島県から、災害廃棄物の放射性物質について基準を示す場合には、住民の方々の理解を得るためにも、その具体的な根拠を示していただきたいという要望があった。

イ. 環境省から、6月16日に公表された「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について、説明があった。

ウ. 独立行政法人原子力安全基盤機構から、災害廃棄物の放射能濃度の推定方法について、説明があった。

エ. 独立行政法人日本原子力研究開発機構から、福島県の浜通り及び中通地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価について、説明があった。

オ. 委員から、安全評価のシナリオ中の分配率について、どの程度変動するのかを実際に確認しておく必要があるとの指摘があった。

カ. 環境省から、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針（案）、福島県内の焼却施設の設備状況及び焼却炉周辺及び煙道排ガス調査結果について、説明があった。

キ. 大迫委員から、一般廃棄物焼却施設の排ガス処理装置におけるセシウム、ストロンチウムの除去挙動について、説明があった。

ク. 委員から、放射性物質を含む廃棄物の焼却に関する知見が少ないことを踏まえる必要があり、焼却については集じん機だけではなく排ガス処理装置全体で評価すべきであることから、バグフィルターの他に排ガス吸着能力を有している施設が必要との指摘があ

った。

- ケ. 委員から、空間線量率が高い地域の災害廃棄物の放射能濃度は、汚染にばらつきがあるということ認識しておくことが重要である、との指摘があった。
- コ. 委員から、一時保管は処分ではなく処理の一環であるため、現存被ばく状況における1mSv/年が適用されるということを確認に記載するべきである、との指摘があった。
- サ. 「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針」が了承された。

## (2) その他

### ア. 南川事務次官から挨拶

#### 配布資料

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
  - 資料 2 第2回検討会議事要旨
  - 資料 3 災害廃棄物の放射能濃度の推定方法について
  - 資料 4 福島県の浜通り及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価について
  - 資料 5-1 放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針（案）
  - 資料 5-2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について
  - 資料 5-3 災害廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価シナリオと主なパラメータ（概念図）
  - 資料 6-1 福島県内の焼却施設の設備状況について
  - 資料 6-2 焼却炉周辺及び煙道排ガス調査結果
  - 資料 6-3 一般廃棄物焼却施設の排ガス処理装置におけるセシウム、ストロンチウムの除去挙動
  - 資料 7 福島県内の放射性物質により汚染されたおそれのある廃棄物の処理にかかる調査について
- 参考資料 1 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について

日時：平成23年7月14日（木）15:00～17:30

場所：中央合同庁舎4号館共用108会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 中津課長

経済産業省 原子力安全・保安院 総合廃止措置対策室 島根室長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人原子力安全基盤機構

廃棄物燃料輸送安全部廃棄・廃止措置グループ 川崎グループ長

財団法人日本分析センター 池内理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

環境省：近藤副大臣、谷津官房長

水・大気環境局 関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 徳田課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の副大臣挨拶は公開された。

## 議 題

### 1. 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

#### (1) 一般廃棄物焼却施設等における焼却灰等の放射能濃度の測定結果

ア. 環境省から、東京都内の一般廃棄物焼却施設の飛灰から8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されたことを受け、6月28日付けで関係16都県に対して事務連絡を発出し、焼却灰の測定や当面の取扱いについて要請したことを報告した。また、千葉県柏市の清掃工場においても、同様の事案が発生したことについて報告した。

イ. 委員から、柏市の測定では、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づき測定を行っているが、環境省としてこの方法を推奨しているのか、との質問があった。環境省は、この方法を推奨しているわけではないとの説明があった。

#### (2) 電気集塵機を有する焼却施設における測定結果

ア. 環境省から、福島県内の一般廃棄物焼却施設のうち排ガス処理装置として電気集塵機を設置している施設で、生活ごみの焼却を行っている状態及び災害廃棄物を混焼した状態での放射性物質の濃度を測定した結果並びにその影響について説明があった。焼却施設の排ガスからの測定結果から、今回の調査対象となった活性炭が吹き込まれる電気集塵機を有する焼却施設では、災害廃棄物を1割程度混焼する場合には、安全に処理できると考えられるとの説明があった。

イ. 委員から、ばいじんの規制と排ガスの放射能濃度との関係について、放射性セシウムは排ガスが冷却された後にほぼ粒子態としてばいじんに吸着していると考えられる（第3回資料6-3）ことから、ばいじんの規制値を満足することにより、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の基準

よりも排ガス濃度が低くなることが考えられるとの説明があった。

- ウ. 委員から、放射性セシウムを支配的な核種として考えるのは良いと思うが、その考え方について整理し、丁寧に記載すべきとの意見があった。
- エ. 委員から、主灰及び飛灰への放射性セシウムの移行比率が実測値ではシナリオと異なることから、パラメーターを評価し、改善する必要があるのではないかと指摘があった。環境省から、データにばらつきはあるが、平均的に飛灰に移行しやすい傾向がある。シナリオでは移行比率を1:1として考えているが、すべて飛灰に移行したとしても、大きな影響がないのではないかと説明があった。また、原子力安全・保安院から、パラメーターに実測値を反映させることにより、リスクコミュニケーションを行っていくことが重要であり、引き続きデータの集積を行い、適切に反映していくプロセスをとっていくとの説明があった。別の委員からも、移行比率が施設によればばらつきがあることから、今後検討が必要との意見があった。
- オ. 委員から、被ばくのシナリオ評価では、埋立作業の作業者の被ばくを考えて基準を決めているのに対し、焼却施設の排ガスについては、線量限度の告示で判断するという説明になっており、ダブルスタンダードになっているという状況ではないかと指摘があった。
- カ. 委員から線量限度の告示は、リスクベースによるものかとの質問があった。原子力安全・保安院から年間の被ばくに相当するものとして、年間1mSv相当として設定されているとの説明があった。この点から、先ほど指摘のあった点について、ダブルスタンダードにはなっておらず、いずれも年間1mSvを満たすようになっているとの説明があった。
- キ. 委員から拡散された最大着地濃度での吸引量で1mSvが保てるということかとの質問があり、原子力安全・保安院から、線量限度の告示については、そのまま吸引したとしても、年間1mSv相当に保つことができる濃度であるとの説明があった。
- ク. 委員から、今回測定を行った電気集塵機を有する焼却施設については、湿式洗煙装置の設置状況について確認があり、環境省から、湿式洗煙装置のついていない施設であることを確認しているとの説明があった。

### (3) 放射能濃度の追加測定結果

- ア. 独立行政法人原子力安全基盤機構から、前回報告した放射能濃度の測定結果の訂正及び放射能濃度の追加測定結果について説明があった。前回の報告では、空間線量率と放射能濃度の相関曲線に基づく放射能濃度が8,000Bq/kgを超える可能性があるとして推定された仮置場についても、実測により8,000Bq/kgを下回ることが確認されたとの説明があった。
- イ. 委員から、今回の追加測定結果から、空間線量率と放射能濃度の関係について、より合理的な評価ができるのではないかと指摘があった。独立行政法人原子力安全基盤機構からは、空間線量率の高かった仮置場についてはすべて測定してしまい、8,000Bq/kgを超えていないことが分かったためあえて訂正していないが、20km圏内に適用するか否かについては、今後検討が必要との説明があった。
- ウ. 委員から、草や生木など、廃棄物の中でも放射能濃度が若干高めになる可能性のある対象物もあることから、空間線量率と放射能濃度の関係の評価については、今のところは保守的に見るという整理が妥当ではないかと意見があった。

### (4) 一般廃棄物最終処分場周辺の直接線及びスカイシャイン線による影響の評価

- ア. 原子力安全・保安院から、福島県の浜通り及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害廃棄物の埋設処分における一般廃棄物最終処分場周辺の直接線及びスカイシャイン線による影響の評価について説明があった。

### (5) 一時保管後の安全な処分方法等に関する論点（案）

- ア. 環境省から、一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点（案）について説明があった。
- イ. 委員から、長期的管理が必要との点については賛成だが、安定型処分場で埋立てを

行うことについては慎重に検討が必要との意見があった。

- ウ. 委員から、放射線防護の観点から、長期的な管理を行うということであれば、管理している施設は年間 1 mSv を適用することも可能との考え方もあり、長期的な管理を公的に行うという提案も踏まえ検討が必要との意見があった。
- エ. 委員から、公共用水域や地下水の汚染防止について、定量的には線量限度の告示の基準を放流水が超えないように管理することが判断基準となるか、との質問があった。環境省から、まずは吸着などにより出てこないことが理想的な姿であり、吸着が困難な場合にも、排水処理などにより十分低い濃度レベルにするという対策が考えられ、その場合の濃度限度として線量限度の告示が参考になるのではないかとの説明があった。
- オ. 委員から、検討事項に浸出水の処理が挙げられているが、浸出水の処理施設をずっと動かし続けるのかという問題があり、自然減衰で十分濃度が落ち着くところまで外部に出てこないようにするという考え方と、浸出水処理施設を当てにするという考え方がある。この考え方で、工学的な構造的な部分が変わってくることから、整理、検討する必要があるとの指摘があった。
- カ. 委員から、例えば Cs-137 が 1 万 Bq/kg を超えると放射性物質になることから、法的な整理が必要ではないかとの指摘があった。環境省からは、現行の法体系は、一般環境が放射性物質により汚染されるということを前提にしておらず、様々な課題があることを政府としても認識している。全体の法律の整理の中でしっかりと受け止めて取り組んでまいりたいとの説明があった。
- キ. 委員から、10  $\mu$ Sv/年を前提にするならば、それは管理不要なレベルではないかとの意見があった。管理型の一般廃棄物最終処分場は、放射性廃棄物のトレンチ処分等と比べても、ある意味では頑丈にできており、モニタリングを強化することにより、公共用水域や地下水の汚染についても、10 万 Bq/kg でも耐えられる可能性があり、様々なデータベースを基にして安全評価を行い、確認することが重要との意見があった。

#### (6) 一時保管とモニタリングの方法 (案)

- ア. 環境省から、一時保管とモニタリングの方法について (案) について説明があった。
- イ. 委員から、一時保管をするにあたり、保管場所における総量規制はどうするのかとの質問があった。環境省から、当面の間は敷地境界等において空間線量率を測定することにより安全性を確認する方法を考えているとの回答があった。
- ウ. 委員から、測定頻度については問題ないが、空間線量率については連続測定も可能であるため、頻度の高い測定が排除されないような規定にすべきとの指摘があった。
- エ. 委員から、当面は資料に示された 2 つの分析方法に準じて行えば良いが、廃棄物の関係試料を対象に行う場合、きめ細かく決めていかなければならない事項が発生してくることが考えられるため、今後地道な検討が必要であるとの意見があった。
- オ. 委員から、スラグの溶出試験濃度は必要な場合に測定することになっているが、データを蓄積するという観点及びスラグの安全性の確認の観点から、積極的に測定を行うべきではないかとの意見があった。

#### (7) 避難区域、計画的避難区域での調査 (案)

- ア. 環境省から、避難区域、計画的避難区域での調査 (案) について説明があった。
- イ. 福島県から、県内の廃棄物処理に係る最近の状況と、焼却灰の一時保管場所や除染に伴って生じたものの取扱い等の課題について報告があった。

## 2. その他

- ア. 次回は 8 月 10 日 (水) に開催することが了解された。
- イ. 近藤副大臣から挨拶

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
  - 資料 2 第 3 回検討会議事要旨
  - 資料 3 電気集塵機を有する焼却施設における測定結果
  - 資料 4 - 1 放射能濃度の追加測定結果について (原子力安全基盤機構)
  - 資料 4 - 2 災害廃棄物の放射能汚染状況の追加調査概要 (原子力安全基盤機構)
  - 資料 4 - 3 福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射性物質濃度の測定結果の訂正について (原子力安全基盤機構)
  - 資料 5 一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点 (案)
  - 資料 6 ばいじんの規制と排ガスの放射能濃度との関係 (大迫委員)
  - 資料 7 一時保管とモニタリングの方法について (案)
  - 資料 8 避難区域、計画的避難区域での調査 (案)
- 
- 参考資料 1 一般廃棄物焼却施設等における焼却灰等の放射エネルギーの測定結果及び今後の対応について (柏市発表資料) 並びに焼却施設の概要 (柏市)
  - 参考資料 2 一般廃棄物処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて
  - 参考資料 3 福島県の浜通り及び中通り地方 (避難区域及び計画的避難区域を除く) の災害廃棄物の埋設処分における一般廃棄物最終処分場周辺の直接線及びスカイシャイン線による影響の評価について (原子力安全・保安院)

# 災害廃棄物安全評価検討会（第5回） 議事要旨

日時：平成23年8月10日（水）17:00～19:30

場所：経済産業省別館 825会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 武山班長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 池内理事

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

財団法人日本環境衛生センター 河邊理事

環境省：近藤副大臣、南川事務次官、谷津官房長

水・大気環境局 関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、冒頭の副大臣挨拶は公開された。

## 議 題

### 1. 開会

近藤副大臣から挨拶。

### 2. 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

#### (1) 放射性セシウムの挙動等に関する検討

ア. 委員から、焼却灰等からの放射性セシウムの溶出挙動に関する検討及び放射性セシウムの土壌に対する吸着効果について説明があった。焼却主灰から放射性セシウムは溶出しにくい、焼却飛灰及びその処理物では溶出率が高い。また、放射性セシウムの吸着能はベントナイトが高いが、蒸留水にセシウム単体を溶かして溶媒とした既往の研究から想定したほどの効果は得られなかった。

イ. 委員から、土壌に対する吸着効果については、安定セシウムの濃度による影響があるのではないかと指摘があった。

#### (2) 焼却施設における排ガス等の測定結果

環境省から、福島県内の一般廃棄物焼却施設のうち排ガス処理装置としてバグフィルタを設置している施設で、生活ごみの焼却を行っている状態及び災害廃棄物を混焼した状態での放射性物質の濃度を測定した結果並びにその影響について説明があった。

### (3) 一時保管後の安全な処分方法等に関する論点 (案)

- ア. 環境省から、一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点 (案) について説明があった。
- イ. 委員から、飲料水の暫定基準に関する記述は、基準設定の前提条件が異なるので、併せて記載しない方が良いのではないかと意見があった。
- ウ. 委員から 10 万 Bq/kg はどのような根拠から出てきた数値かとの質問があり、環境省から、原子炉等規制法に定める処分の基準が参考となっていること、適切に埋立処分を行った場合に周辺住民の受ける被ばく線量が  $10 \mu\text{Sv/year}$  以下が確認できている数値であるとの説明があった。
- エ. 委員から、10 万 Bq/kg を超える焼却灰も技術的には処分は可能であるが、制度面においては従来の制度と整合性をとる必要があるとの意見があった。
- オ. 福島県から、現実には 8,000Bq/kg 以下のものを埋立処分することについても住民から反対の声がある中で、埋立可能基準の引き上げについて住民の理解を得ることは難しい状況にあること、また段階的に基準が引き上げられると全体が見えないことから、全体の見通しをつけていただきたいとの要望があった。環境省から、8,000Bq/kg 以下の焼却灰の埋立処分が進んでいないことは承知しているが、検討会においては技術的な検討を進め、その検討結果を踏まえ、行政的対応として対処してまいりたいとの説明があった。委員からは、政策とは違う技術的な論点であることを記載していただきたいとの意見があった。
- カ. 委員から、民間業者の記載があるが、民間業者が 30 年以上の長期管理を行うことは難しいのではないかと指摘があった。環境省からは、災害廃棄物は自治体の施設だけでなく民間施設で処理されることもあることから、論点としては整理しておく必要があると説明があった。
- キ. 委員から、分析方法の標準化や分析に当たっての検出下限値の設定等について検討を進める必要があるとの指摘があった。
- ク. 委員から、資料 5 には、即日覆土の要件や、容器の記載部分に排水勾配のことが書かれていないと指摘があった。また、海面埋立てとの整合性がとれていないと指摘があった。

### (4) 避難区域及び計画的避難区域における調査

- ア. 環境省から、避難区域内で行った事前調査結果及び今後の調査計画 (案) について説明があった。
- イ. 委員から、避難区域内の災害廃棄物は、避難区域内で処理するのか、避難区域外で処理するのか質問があった。環境省からは、検討中であることを説明した。

### (5) 災害廃棄物の広域処理の推進

- ア. 環境省から、岩手県における災害廃棄物の放射性物質測定結果と評価及び広域処理における搬出側での確認方法について説明があった。
- イ. 委員から、個別に分析することも重要であるが、すでにあるモニタリングデータや個別の測定結果を参考にエリア分けを行うことで、より合理的に確認する方法があるのではないかと指摘があった。環境省から、まずは安全側を見て丁寧に測定を行い、そこから得られたデータをフィードバックすることで合理化を図っていきたいとの説明があった。
- ウ. 委員から、排出側において丁寧な手順で確認することが重要であるとともに、受け入れ側でのモニタリングが必要であるとの指摘があった。
- エ. 委員から、トレーサビリティの観点から、マニフェスト等による廃棄物の情報管理について質問があった。環境省から、災害廃棄物の広域処分にあたっては、搬出側と受入側の事前の調整が図られており、必ずしもマニフェストは必要ではないとの説明があった。ただし、すでにマニフェストを活用している自治体もあることから、グッ

ドプラクティスとして紹介をしていきたいとの説明があった。

- オ. 委員から、飛灰の放射能濃度の予測方法が保守的すぎるため、基本シナリオと変動要因を考慮したシナリオを記載すべきではないかとの意見があった。環境省から、データの蓄積に応じて、より合理的な方法を今後検討していきたいとの説明があった。別の委員から、廃棄物の組成について実態を正確に把握することが困難であることから、他の項目で保守的に予測する今回の方法を支持するとの意見があった。
- カ. 検討会で、「災害廃棄物の広域処理の推進について」が了承された。

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 4 回検討会議事要旨
- 資料 3 - 1 焼却灰等からの放射性セシウムの溶出挙動に関する検討
- 資料 3 - 2 放射性セシウムの土壌に対する吸着効果
- 資料 4 福島市の焼却施設における排ガス等の測定結果について
- 資料 5 一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点整理（案）
- 資料 6 避難区域及び計画的避難区域における調査について
- 資料 7 災害廃棄物の広域処理の推進について

- 参考資料 1 福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管
- 参考資料 2 福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング



日時：平成23年8月27日（土）16:55～19:20

場所：東海大学校友会館 富士の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 北村精度管理室長

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

財団法人日本環境衛生センター 河邊理事

環境省：近藤副大臣、南川事務次官、谷津官房長、清水大臣官房審議官

水・大気環境局 鷺坂局長、関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の副大臣挨拶は公開された。

## 議 題

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法について  
ア. 環境省から、8月26日に成立した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処法）の概要について説明があった。  
イ. 委員から、法律では除染について地方公共団体が実施する部分があると思うが、放射性物質の取扱いについてはかなり専門的な技術を必要とするため、国が地方公共団体に対して技術移転を行うような組織体制が必要ではないかとの指摘があった。  
ウ. 環境省から、福島に地方支所のようなものを設け、自治体を積極的に支援していくとともに、放射性物質に関して知見を有する機関とも連携して実施していく必要があると考えているとの説明があった。
2. 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について  
(1) 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）  
ア. 環境省から、資料3に基づき、これまでの検討会での議論を踏まえてとりまとめた「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針（案）」について説明があった。  
イ. 委員から、原子炉等規制法における放射性廃棄物の処理処分を考えると、「2-2

埋立方法」の3)は若干基準が緩くなっているように感じる。このため、3)についてもセメント固化が必要ではないかとの指摘があった。

ウ. 委員から、「2-2 埋立方法」の3)について、隔離層に直接高アルカリ性の焼却灰を埋め立てることについては懸念があり、輸送の際にフレコンバッグに入れることも多いことから、フレコンバッグに入れた上で埋め立てることが望ましいとすべきではないかとの意見があった。

エ. 委員から、8,000Bq/kgまで低減するまでの長期間の耐久性を確保した容器とあるが、仮にセシウムだけを考慮し、セシウム134とセシウム137が等量で存在すると仮定した場合、濃度が1桁下がるのに70年以上かかることから、今後はこの耐久性について評価するとともに、濃度に応じた条件を検討する必要があるとの指摘があった。環境省からは、まず基本的な方針を示す必要があるが、技術的な検討は別途必要であり、現場での経験を踏まえ、フィードバックする必要があるとの回答があった。

オ. 委員から、作業者の安全性の確保について、より丁寧な記載が必要であるとの指摘があった。

カ. 委員から、隔離層について、焼却灰の埋立てた場所を隔離するという意味も有しており、その観点からも、隔離層の連続性を担保する必要があるのではないかとの指摘があった。別の委員から、隔離層は管理型最終処分場における遮水工と同様の要件であることから、これまで施工の経験もあり、技術的には対応可能であるとの意見があった。

キ. 委員から、埋立終了後の放射性物質が安全なレベルまで低減するまでの期間について、このレベルは管理が不要となる指標となることから、数値を示す必要があるのではないかとの指摘があった。環境省から、長期的な管理が必要であるとの前提に立ち、モニタリング等が必要であるとの基本的な方針を示したが、具体的な数値については、別途検討が必要であるとの回答があった。

ク. 委員から、民間業者に長期間の管理を求めることは難しく、県や政令市による指導だけでは不十分であるとの意見があった。また、埋め立てられた廃棄物の情報については、積極的に公開することについても検討すべきとの意見があった。福島県からも、長期的な管理の点で同様の意見があった。加えて、事業者に対する技術的な支援や経済的な支援が必要であるとの意見があった。環境省からは、新しい法律を運用しつつ、制度面の検討を進めていきたいとの回答があった。

ケ. 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針(案)については、事務局において再整理をすることとし、もう一度委員の意見を聴くこととされた。

### (3) 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)

ア. 環境省から、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果を報告するとともに、資料4に基づき、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(案)」の説明があった。

イ. 検討会で、「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」が了承された。

## 3. その他

ア. 近藤副大臣から挨拶。

資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿

資料 2 第 5 回検討会議事要旨

資料 3 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針  
(案)

資料 4 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の  
処理について (案)

参考資料 1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電  
所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特  
別措置法 (概要、骨子、条文)

参考資料 2 災害廃棄物の広域処理の推進について (東日本大震災により生じた災害廃棄  
物の広域処理の推進に係るガイドライン)



災害廃棄物安全評価検討会（第7回） 議事要旨

日時：平成23年9月25日（日）13:00～15:25

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長  
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官  
福島県 生活環境部 一般廃棄物課 上野課長  
独立行政法人日本原子力研究開発機構  
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹  
財団法人日本分析センター 北村精度管理室長  
財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事  
財団法人日本環境衛生センター 河邊理事  
財団法人日本環境衛生センター 環境工学部 秋月次長

環境省：南川事務次官、谷津官房長、関水環境担当審議官  
森谷福島除染推進チーム長、清水大臣官房審議官  
廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長  
廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長  
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長  
廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長  
廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、終了時の南川次官挨拶は公開された。

## 議 題

1. 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
  - ア. 環境省から、資料3、4に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法の省令等により規定すべき事項、同法に基づく基本方針の論点について説明があった。
  - イ. 環境省から、汚染廃棄物対策地域の範囲は、警戒区域及び計画的避難区域とするという案を示したところ、委員から特段の反対意見はなかった。
  - ウ. 委員から、減容することにより放射能濃度が高い濃度に濃縮されたものに関しては、国が中心となって処理することを明示すべきとの指摘があった。
  - エ. 委員から、現在住民が住んでいる地域だけでなく、今住んでいなくても今後帰還が予定されている地域においても、同様に処理を進めるべきとの指摘があった。
  - オ. 委員から、放射性物質に汚染された廃棄物を処理する際は安全に処理を行うことが基本であり、そのことを明示すべきとの指摘があった。
2. 指定廃棄物の指定基準等について
  - ア. 環境省から、資料5-1、5-2、5-3に基づき、放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設、その調査方法、指定廃棄物の指定基準の検討について説明があっ

た。

- イ. 委員から、調査対象施設は 100Bq/kg 以上を対象とすると説明がつきやすいとの指摘があった。また、測定方法について、3 回測定して放射性物質濃度が低いレベルとなっているのであれば、測定対象から除いても構わないのではないかと指摘があった。
- ウ. 委員から、指定廃棄物を特定する観点から指定基準となる濃度に合った水準で調査対象となる地域を決める必要があるとの意見があった。ただし、産業廃棄物については広域で移動することに配慮すべきとの指摘があった。
- エ. 委員から、指定基準について、電離放射線障害防止規則（電離則）を考慮して設定すると分かりやすいとの指摘があった。
- オ. 委員から、指定基準について、処分場での管理方法を示すことで、一定の管理期間を経た後に受ける追加被ばく線量で判断してよいのではないかと指摘があった。
- カ. 委員から、指定基準について、濃度だけでなく溶出特性なども考慮してはどうかとの指摘があった。また、指定基準を議論する際は、その廃棄物の処理基準も含めて全体で議論する必要があるとの指摘があった。

### 3. 特定廃棄物等の処理基準等について

- ア. 環境省から、資料 6-1、6-2、6-3 に基づき、特定廃棄物の処理基準等、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準、同処理施設に関する維持管理基準の検討について説明があった。
- イ. 委員から、現場保管基準について、周辺での放射線の監視測定は必要ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、受入側の安心のために収集・運搬の際の事故対応等についても考慮する必要があるのではないかと指摘があった。
- エ. 委員から、処理基準について、地下水系への影響は見ているが、飛散抑制について放射線防護の観点のみならず廃棄物の適正処理の観点からも明示すべきとの意見があった。

### 4. 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等について

- ア. 環境省から、資料 7 に基づき、100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分等の検討について説明があった。
- イ. 委員から、処分場の安全評価を個別に行えば、遮断型の処分場のみならず、管理型の処分場でもコンクリートの箱につめるなどの条件によっては、100,000Bq/kg を超えるものでも埋立が可能ではないかとの意見があった。
- ウ. 委員から、既存の処分場を想定しているのか新設を想定しているのかと質問が出たところ、環境省から物量によるが両方あり得るとの回答があった。
- エ. 委員から、処分場の設置について、豪雨で土砂崩れのおそれのないところなど地理的な要件を配慮する必要があるとの意見があった。
- オ. 委員から、処分場の設置による影響について、住民の意見を聞く機会を設ける必要があるとの指摘があった。

### 5. その他

- ア. 委員から、資料 8、10 に基づき、放射性セシウムの溶出試験結果及び処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動について説明があった。
- イ. 委員から、焼却灰にゼオライトやベントナイトを混ぜると溶出量が減少するが物量は増えるので、メリットとデメリットがあるとの指摘があった。
- ウ. 環境省から、資料 9 に基づき、一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について今後の進め方の説明があった。

エ. 委員から、主灰の埋立てについて、容器のイメージについて質問が出たところ、環境省からフレコンバックやドラム缶を想定しているとの回答があった。

オ. 議事の終了後に、南川次官から挨拶。

## 配付資料

- 資料 1 第7回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第6回検討会議事要旨
- 資料 3 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と今回の資料との対応関係
- 資料 4 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針について
- 資料 5-1 放射性物質による汚染状態の調査義務対象施設について
- 資料 5-2 放射性物質による汚染状態の調査方法について
- 資料 5-3 指定廃棄物の指定基準について
- 資料 6-1 特定廃棄物等の処理基準等について
- 資料 6-2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について
- 資料 6-3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について
- 資料 7 100,000Bq/kg を超える廃棄物の埋立処分について
- 資料 8 都市ごみ焼却飛灰とゼオライト等の混練物に関する放射性セシウムの溶出試験結果
- 資料 9 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方案）
- 資料 10 最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動
  
- 参考資料 1 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針
- 参考資料 2 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
- 参考資料 3 文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について
- 参考資料 4 一般廃棄物最終処分場における排水中の放射性物質の測定結果について



災害廃棄物安全評価検討会（第8回） 議事要旨

日時：平成23年10月10日（月）13:00～14:30

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター放射能分析業務部 金子総括グループリーダー

環境省：高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、関水環境担当審議官

森谷福島除染推進チーム長、清水大臣官房審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

## 議 題

### 1. 開会

ア. 高山政務官から挨拶。

### 2. 指定廃棄物の指定基準等について

ア. 環境省から、資料3、4-1、4-2、4-3に基づき、放射性物質汚染対処特別措置法の省令等により定めることになる、指定廃棄物の指定基準、廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査義務の対象とする施設及びその調査方法について説明があった。

イ. 委員から、電離放射線障害防止規則について資料4-1に記載がないが、その考え方も明示すべきではないかとの指摘があった。

ウ. 委員から、調査義務の対象とする施設の考え方として提示されている指定基準のおおむね8割以上を基準として設定できるのかとの質問が出たところ、環境省から、調査義務の対象の施設については放射性セシウム濃度が指定廃棄物の指定基準を超えるおそれのある地域で決めることとしているとの説明があった。

エ. 環境省から指定廃棄物の指定基準案として8,000Bq/kgを提示し、委員から了承された。

### 3. 特定廃棄物の処理基準等について

- ア. 環境省から、資料5-1、5-2、5-3に基づき、特定廃棄物の処理基準等、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準、同処理施設に関する特別の維持管理基準の検討について説明があった。
- イ. 委員から、排ガス及び排水の基準について、周辺地域の定義があいまいであるため、測定箇所を明確にすべきではないかとの指摘があった。また、運用に困らないよう、当面の間は、排出口で監視するのが適当ではないかとの指摘があった。
- エ. 委員から、排水の処理としての希釈の取扱い及び下水に放流する場合の基準適用の考え方については、今後検討する必要があるとの指摘があった。
- オ. 委員から、原子炉等規制法の濃度限度の考え方では、3か月の平均値で評価することとなっているが、資料5-1の記載では平均値という考え方はとっていない。この点について考え方を整理する必要があるのではないかとの指摘があった。
- カ. 委員から、資料5-2にも飛散防止や流出防止について、明確に記載する必要があるのではないかとの指摘があった。環境省からは、廃棄物処理法に基づく飛散防止等に関する基準は適用を受けるとの説明があった。
- キ. 2. の指定廃棄物の指定基準及び3. の特定廃棄物の処理基準等について、環境省において、委員の意見を踏まえ、パブリックコメントの準備を進めることが了承された。

### 4. その他

- ア. 環境省から、資料6に基づき、広域処理推進ガイドラインの改定について説明があった。
- イ. 委員から、再生利用の考え方も今後検討する必要があると指摘があった。

### 配付資料

- 資料1 第8回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料2 第7回検討会議事要旨
- 資料3 放射性物質汚染対処特別措置法政省令規定事項等（廃棄物関係）と資料との対応関係
- 資料4-1 指定廃棄物の指定基準について
- 資料4-2 廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査義務の対象とする施設について
- 資料4-3 廃棄物の放射性物質による汚染状態の調査方法について
- 資料5-1 特定廃棄物等の処理基準等について
- 資料5-2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する特別の処理基準について
- 資料5-3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に関する特別の維持管理基準について
- 資料6 広域処理推進ガイドラインの改定について
  
- 参考資料1 警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
- 参考資料2 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果について
- 参考資料3 一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について（今後の進め方）
- 参考資料4 一般廃棄物焼却施設における飛灰及びその処理物の放射能濃度マップ

災害廃棄物安全評価検討会（第9回） 議事要旨

日時：平成23年11月15日（火）13:30～16:00

場所：ホテルフロラシオン青山 はごろも

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長  
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官  
福島県 生活環境部 小牛田環境回復推進監  
独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長  
独立行政法人日本原子力研究開発機構  
安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹  
財団法人日本環境衛生センター 企画部 齋藤特別参事  
財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、弥元現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

## 議 題

### 1. 開会

ア. 谷津官房長から挨拶。

### 2. 省令で定める基準等について

#### (1) 放射性物質汚染対処特措法基本方針について

ア. 環境省から、資料3に基づき、放射性物質汚染対処特措法基本方針について説明があった。

イ. 委員から、中間貯蔵施設は福島県のみ設置するのか、中間貯蔵施設に係る費用は東京電力に求償するのかなどの質問が出たところ、環境省から、福島県のみで設置予定、費用は求償できると考えているとの説明があった。

#### (2) 放射性セシウムに関する調査について

ア. 委員から、資料4-1、4-2に基づき、逐次抽出試験による放射性Csの存在形態の推定、最終処分場浸出水処理施設における放射性セシウムの挙動について説明があった。

イ. 委員から、資料4-1について調査データの代表性について質問があり、委員から、今後データを増やしていきたいと説明があった。

#### (3) 焼却施設及び埋め立て処分場での測定結果について

- ア. 環境省から、資料5、6に基づき、焼却施設及び埋立処分場での放射性物質の測定結果、及び排ガスの安全性について説明があった。
  - イ. 委員から、排ガスの除去率を計算する際は、ろ紙部だけでなく、ドレン部、活性炭部も含めて考慮することが適切との指摘があり、環境省から、検討したいとの発言があった。
  - ウ. 福島県から、放射性物質濃度が高い排水について対策の有無に関して質問があり、環境省から、自治体において既に対策を開始しており、対策効果が出始めているとの説明があった。
  - エ. 委員から、焼却施設の排水量を減らす対策に関して、施設自体に過剰な負担がかかる場合があり、注意が必要との指摘があった。環境省から、資料4-2などを参考に対応したいと発言があった。
- (4) 放射性物質汚染対処特措法の省令事項素案等について
- ア. 環境省から、資料7、8、9に基づき、放射性物質汚染対処特措法における安全確保の考え方、省令事項素案、特定廃棄物処理基準の適用について説明があった。
  - イ. 厚生労働省から、安全評価において内部被ばくも考慮されているのかとの質問があり、環境省から、考慮しているとの説明があった。
  - ウ. 委員から、8,000Bq/kg以下の汚染レベルの低い廃棄物について遮断型処分場で処分する可能性があるのかとの質問があり、環境省から、基本的には想定されないとの説明があった。
  - エ. 委員から、神奈川県は特定一般廃棄物等の対象県にはならないのかとの質問があり、環境省から、8,000Bq/kgを超える焼却灰等が発生するおそれのある地域と空間線量率のマップから対象地域を選定したとの説明があった。
  - オ. 委員から、収集運搬の基準の根拠に関する質問があり、環境省から、IAEAや原子炉等規制法などの規制を参考にしたとの説明があった。
  - カ. 委員から、特定廃棄物を安定型処分場に処分するかどうかについて質問があり、環境省から、対策地域内廃棄物でも放射性物質の濃度が低いなど一定の条件を満たせば、安定型処分場での処分も可能との説明があった。
  - キ. 厚生労働省から、電離放射線障害防止規則や新たな除染等作業のための規則と、環境省令との連携を図っていきたいとの説明があった。
  - ク. 福島県から、警戒区域が解除された後、区域内で生じた廃棄物について、市町村で一般廃棄物の処理が困難な場合はどのように対応するのかとの質問があり、環境省から、市町村と調整しながら対応するとの説明があった。

### 3. 広域処理の推進に係るガイドラインについて

- ア. 環境省から、資料10に基づき、広域処理推進ガイドラインの改定について説明があった。
- イ. 委員から、再生利用におけるクリアランスレベルの100Bq/kgの考え方は、一部でも100Bq/kgを超えていれば基準を満たしていないというのではなく、全体の平均的な濃度で100Bq/kg以下を満たしていればよいとの指摘があった。
- ウ. 委員から、広域処理を滞らせないために国はどのような対応を考えているのかとの質問があり、環境省から、情報発信を強化し、分かりやすいパンフレットを作成していきたいとの説明があった。
- エ. 広域処理のガイドラインの改定の方向性について委員会として了承された。

### 4. その他

- ア. (独)日本原子力研究開発機構から、資料11-1、資料11-2に基づき、災害廃棄物等の処理・処分における放射性物質による影響の評価に関して正誤表と結果の整理について説明があった。

## 配付資料

- 資料 1 第9回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
  - 資料 2 第8回検討会議事要旨
  - 資料 3 放射性物質汚染対処特措法基本方針について（報告）
  - 資料 4-1 逐次抽出試験による放射性 Cs の存在形態の推定
  - 資料 4-2 最終処分場浸出水処理説における放射性セシウムの挙動  
～ゼオライトによる浸出水処理に関するカラム試験～
  - 資料 5 焼却施設及び埋立処分場での測定結果について
  - 資料 6 放射性物質を含む廃棄物の焼却処理における排ガスの安全性について
  - 資料 7 放射性物質汚染対処特措法における安全確保の考え方
  - 資料 8 放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案について
  - 資料 9 特定廃棄物処理基準の適用について
  - 資料 10 広域処理推進ガイドラインの改定について
  - 資料 11-1 福島県の浜通及び中通り地方（避難区域及び計画的避難区域を除く）の災害  
廃棄物の処理・処分における放射性物質による影響の評価について
  - 資料 11-2 災害廃棄物の処理・処分のシナリオに対する線量評価結果の整理
- 
- 参考資料 1 警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
  - 参考資料 2 文部科学省による航空機モニタリングの測定結果について
  - 参考資料 3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処  
において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について



災害廃棄物安全評価検討会（第10回） 議事要旨

日時：平成23年12月2日（金）18:00～20:30

場所：環境省 第一会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 武山班長  
厚生労働省 労働基準局安全衛生部労働衛生課 安井中央労働衛生専門官  
健康局水道課 名倉課長補佐  
国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課  
白崎下水道国際・技術調整官

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：高山大臣政務官、南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、関水環境担当審議官、塚本現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

## 議 題

### 1. 開会

(1) 南川事務次官から挨拶。

### 2. 省令事項等について

(1) パブリックコメント結果を踏まえた省令事項素案の修正について

ア. 環境省から、資料4に基づき、放射性物質汚染対処特措法省令事項素案に関するパブリックコメント結果を踏まえた修正について説明があった。

イ. 委員から、安定型処分場の跡地利用についてはまだ議論すべきことがあるとの指摘があり、環境省から、今後検討していきたいとの説明があった。

ウ. 委員から、海洋投棄はどのような整理になっているか質問があり、環境省から、特定廃棄物についても海洋投棄は禁止であるとの回答があった。

(2) 放射性物質による汚染状態の調査方法等について

ア. 環境省から、資料5-1に基づき、放射性物質による汚染状態の調査方法について説明があった。また、委員から、資料5-2に基づき、廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアルについて説明があった。

- イ. 委員から、分析用サンプルの代表性の観点から対象を1ロットとする際に量的な制限が必要との指摘があり、所定数のインクリメントを平均操作するのか最大値をとるのか質問があった。環境省から、均一でない対象にはインクリメント数を増やすとしているので代表性はあると考えているとの説明があり、所定数のインクリメントを混合して分析対象にすること、さらに量についても今後検討したいとの回答があった。
- ウ. 委員から、廃棄物の山が1日目、2日目で状態が変わっていることもあるので、ロットの考え方に時間的な考慮も必要との指摘があった。
- エ. 厚生労働省から、廃棄物を収集する前に測定するには現場ですぐに測れる方法が良いとの指摘があり、環境省から、指定廃棄物であるのかを確認するための測定方法なので簡易な方法は考えていないとの説明があった。また、環境省から、測定結果によって指定廃棄物と認定されるまで特措法は適用されないため弾力的な対応が可能であることの説明があった。

(3) 濃度限度を適用させる採取地点等の考え方について

- ア. 環境省から、資料6に基づき、排水の分析用採取地点の考え方について説明があった。
- イ. 委員から、上流側、下流側も採取地点としてあるが、最初は排水口だけを採取地点とする考え方にはできないのか質問があり、環境省から、比較検討のうえで採取地点としているとの説明があった。委員から、排ガスの管理は通常は排出口においてのみ測定を行う考え方となっているが、排水の管理も同様の考え方が原則である旨の指摘があった。
- ウ. 委員から、濃度限度を超えた場合の対応について質問があり、環境省から、超えた場合には状況に応じた判断になるとの回答があった。
- エ. 委員から、罰則の適用について質問があり、環境省から、基準を超えた場合には改善命令がかけられ、その命令に反した場合に罰則が適用されるとの回答があった。

3. 上下水汚泥等の処分方法について

- (1) 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針(案)について
  - ア. 環境省から、資料9に基づき、8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針(案)について説明があった。
  - イ. 委員から、水分添加はセメント固化より飛散しやすいのではないかと質問があり、環境省から、水分添加で十分と考えているとの回答があった。
  - ウ. 福島県から、環境省が8月末に取りまとめた処分方法のイメージが定着しているので、それより簡便な方法になっている本方法については、混乱を避けるために丁寧な説明が必要だという指摘があった。環境省から、説明会など対応していくとの回答があった。
  - エ. 委員から、梱包材とはどんなものを想定しているか質問があり、環境省から、フレキシブルコンテナバックを想定しているとの回答があった。
  - オ. 委員から、焼却等していない汚泥も適用対象であるのか質問があり、環境省から、対象としていないので、分かりやすいよう文書を修正したいとの回答があった。
  - カ. 委員から、近い時期に埋立終了となる処分場もあるはずだが、25年を仮定した検討は妥当かどうか質問があり、環境省から、25年は埋立終了から処分場廃止までの期間であるとの回答があった。

4. 広域処理について

- (1) 災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について(案)
  - ア. 環境省から、資料11に基づき、災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について説明があった。
  - イ. 委員から、溶融処理には塩基度調整材などの副資材も用いられるので、それらの使

用状況についても調査し、データを充実させてほしいとの意見があった。

## 5. その他

- (1) 委員から、資料3に基づき、放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分に関する技術資料をまとめたことについて説明があった。
- (2) 環境省から、資料7に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立て処分に関する処理基準のうち土壌層の設置等を不要とする廃棄物の要件について説明があった。
- (3) 横浜市から、資料8に基づき、放射性物質を含む汚泥焼却灰等の処分に関する安全評価検討書について説明があった。説明に対して委員から異論はなかった。
- (4) 環境省から、資料10に基づき、100,000Bq/kgを超える放射性物質に汚染された廃棄物の処分の方法について説明があり、遮断型処分場を基本として処分方法を検討することが了承された。
- (5) 環境省から、資料12に基づき、放射性物質を含む可燃性廃棄物（廃稲わら等）の焼却について説明があり、試験焼却により安全性の確認を行った上で焼却処理を行う方針が確認された。

## 配付資料

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 第10回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿                                    |
| 資料2   | 第9回検討会議事要旨  |
| 資料3   | 放射性物質の挙動からみた適正な廃棄物処理処分（技術資料）                              |
| 資料4   | 放射性物質汚染対処特措法省令事項素案 パブリックコメント結果を踏まえた修正について                 |
| 資料5-1 | 放射性物質による汚染状態の調査方法について                                     |
| 資料5-2 | 廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル                                     |
| 資料6   | 濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方                  |
| 資料7   | 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立て処分に関する処理基準のうち土壌層の設置等を不要とする廃棄物の要件      |
| 資料8   | 放射性物質を含む汚泥焼却灰等の処分に関する安全評価検討書（横浜市）                         |
| 資料9   | 8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の下水汚泥焼却灰等及び浄水発生土の処分方法に関する方針（案） |
| 資料10  | 100,000Bq/kgを超える放射性物質に汚染された廃棄物の処分の方法について                  |
| 資料11  | 災害廃棄物の広域処理において溶融を行う場合の考え方について（案）                          |
| 資料12  | 放射性物質を含む可燃性廃棄物（廃稲わら等）の焼却について                              |

参考資料1 広域処理推進ガイドライン



# 災害廃棄物安全評価検討会（第11回） 議事要旨

日時：平成23年12月25日（日）13:00～15:00

場所：東海大学校友会館 富士の間

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、新美委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 塩崎課長

厚生労働省 健康局水道課 名倉課長補佐

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 金澤環境技術係長

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本分析センター 池内理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長

鷺坂水・大気環境局長、塚本現地対策本部長

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われた。

## 議 題

### 1. 開会

### 2. 廃棄物処理に関するガイドライン等について

(1) 濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方について

ア. 環境省から、資料3に基づき、濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点に関し、前回の議論を踏まえた修正について説明があった。説明に対して委員から異論はなかった。

(2) 廃棄物関係ガイドラインの策定について

ア. 環境省から、資料4及び資料5に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドラインについて説明があった。

イ. 委員から、国は測定結果についてどのように確認するのか質問があった。環境省から、調査対象の施設は地方環境事務所へ報告をする手続きになっており、確認方法の詳細は整理中であるとの回答があった。

ウ. 委員から、台風等の異常気象時の対応が記載されていないことについて質問があった。環境省から、台風等の異常気象時の対応については、今後の検討事項としたいと

の回答があった。

- エ. 委員から、石綿は船舶にもよく使われるが、船舶に関する記載がないことについて質問があった。また、石綿の潜伏期間が長いことから、収集・運搬の記録保管は5年で良いのか質問があった。環境省から、作業時の湿潤化等を事業者にも周知していけば問題はないと考えているが、船舶については今後の改訂で追記も考えたいとの回答があった。また、保管時点でも記録が保管されるため、収集・運搬での記録保管は5年で良いと考えているとの回答があった。
- オ. 委員から、破碎施設は敷地境界の粉じん分析としているが、当面は破碎機の排気を焼却施設同様の排ガス分析としてはどうかとの意見があった。環境省から、検討するとの回答があった。
- カ. 委員から、仮置場から汚染土壌が流出した場合など異常時の対応について質問があり、記録の保管期間を長くした方が良いとの意見があった。環境省から、測定結果に異常値があった場合には原因究明し必要な措置を講ずることがガイドラインに記載されていることの説明があった。また、記録について、事業者は国の受託業者であることから国としても管理したいとの回答があった。
- キ. 委員から、作業員の放射線防護という観点での記載がないが、別にガイドライン等があるのか質問があった。環境省から、作業員の放射線防護の点では厚生労働省がガイドライン等を作成しているとの回答があった。

### (3) 事故由来放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて

- ア. 環境省から、資料6に基づき、放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて説明があった。
- イ. 委員から、測定器のカタログ値をまとめた表があるが、検出下限は測定時間等によって変わるので、物理的特性としての違いでまとめた方が良いとの意見があった。

## 3. 災害廃棄物の処理について

### (1) コンクリートがれき再利用におけるシミュレーション及び災害廃棄物の再生利用について

- ア. (独)日本原子力研究開発機構から、資料7-1に基づき、コンクリートがれき再利用におけるシミュレーションについて説明があった。また、環境省から、その結果を受けて資料7-2に基づき、災害廃棄物の再生利用について説明があった。
- イ. 委員から、従来のクリアランス制度の考え方では限定された条件を前提としておらず、無条件な前提となっていることについて指摘があった。原子力安全・保安院から、原子炉等規制法のクリアランス制度では制限付きクリアランスという考え方はしておらず、記録で履歴を管理できることが必要であるとの指摘があった。  
環境省から、コンクリートの再利用は広域処理を想定したことではなく、被災地でのインフラ整備に利用することを考えているとの説明があった。
- ウ. (独)日本原子力研究開発機構から、クリアランス制度の経緯について説明があり、制限付きクリアランスという考え方は、原子力安全委員会が禁止という方針でいるわけではないことについて説明があった。
- エ. 委員から広く無限定に流通が認められるクリアランスレベルの考え方とは別に、被災地において災害廃棄物を十分な管理の下に利用する特例として整理するのであれば理解できるとの意見があった。
- オ. 福島県から、現地では災害廃棄物の再生利用の要望があることも踏まえて検討してほしいとの意見があった。
- カ. 委員から、再利用にあたっては記録に残すことが重要であるとの意見があった。
- キ. 環境省から、ご意見を踏まえて、地域を限定して管理された状態で再生利用を行っていきたいと説明があった。
- ク. 委員から、災害廃棄物だけでなく、通常の産廃も考慮する必要があるとの意見があ

った。環境省から、産廃についてはまず実態を把握して、検討したいと説明があった。

(2) 国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について

ア. 環境省から、資料8に基づき、国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について説明があった。

(3) 焼却施設及び埋立処分場における測定結果及び廃棄物処理施設における焼却灰等の洗淨等排水の測定調査結果について

ア. 環境省から、資料9に基づき、福島県内の焼却施設及び埋立処分場における測定結果について説明があった。資料10に基づき、廃棄物処理施設における焼却灰等の洗淨等排水の測定調査結果の中間とりまとめについて説明があった。

イ. 委員から、ばいじんを洗淨処理した後の放流水で約1,000Bq/kgが検出された件は、特殊なケースと理解すれば良いのか質問があった。環境省から、当該施設の処理工程は一般的な施設とは異なるとの回答があった。

(4) 災害廃棄物の広域処理について

ア. 東京都から、資料11に基づき、東京都での災害廃棄物の広域処理について説明があった。環境省から、資料12に基づき、「災害廃棄物の広域処理の推進について(案)」の説明があった。

イ. 委員から、問題はないと考えるが、広域処理で対象となる災害廃棄物と放射性物質汚染対処特措法における特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する規制との関係について丁寧な説明が必要であるとの意見があった。

4. 閉会

南川事務次官から挨拶。

配付資料

資料1	第11回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
資料2	第10回検討会議事要旨
資料3	濃度限度を適用させる採取地点及び放射性物質の管理のための採取地点についての考え方
資料4	廃棄物関係ガイドラインの策定について
資料5	廃棄物関係ガイドライン(案)
資料6	事故由来放射性物質の測定に用いる測定機器の取り扱いについて
資料7-1	コンクリートがれき再利用におけるシミュレーションについて
資料7-2	災害廃棄物の再生利用について(案)
資料8	国の直轄及び代行による災害廃棄物の処理について
資料9	焼却施設及び埋立処分場における測定結果について
資料10	廃棄物処理施設における焼却灰等の洗淨等排水の測定調査結果について (中間とりまとめ)

資料 11 災害廃棄物の広域処理について（東京都）  
資料 12 災害廃棄物の広域処理の推進について（案）

参考資料 1 放射性物質汚染対処特措法に基づく今後の取組について

参考資料 2 津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて